

平成十七年厚生労働省令第三十八号

医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第四項及び第十四条の六第四項（これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十三条の二の六の二第五項において読み替えて適用する法第二十三条の二の五第三項並びに第二十三条の二の九第四項（これらの規定を法第二十三条の二の十七第五項及び第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。第十二条において同じ。）の厚生労働省令で定める基準のうち製造販売後の調査及び試験に係るもの（医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に定めるものを除く。）及び医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の五第一項に規定する医療機器について行う製造販売後の調査及び試験の業務に関して遵守すべき事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この省令において「製造販売後調査等」とは、医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者（以下「製造販売業者等」という。）が、医療機器の品質、有効性及び安全性等に関する情報の収集、検出、確認又は検証のために行う調査又は試験であつて、次に掲げるものをいう。

一 使用成績調査（医療機関から収集した情報を用いて、診療において、医療機器の副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性等に関する情報の検出又は確認のために行う調査であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）

イ 一般使用成績調査（医療機器を使用する者の条件を定めることなく行う調査（ハに規定する使用成績比較調査に該当するものを除く。）をいう。）

ロ 特定使用成績調査（小児、高齢者、妊娠婦、医療機器を長期に使用する者その他医療機器を使用する者の条件を定めて行う調査（ハに規定する使用成績比較調査に該当するものを除く。）をいう。）

ハ 使用成績比較調査（特定の医療機器を使用する者の情報と当該医療機器を使用しない者の情報を比較することによって行う調査をいう。以下同じ。）

二 製造販売後データベース調査（医療情報データベースを用い、医療機器の副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性等に関する情報の検出又は確認のために行う調査をいう。以下同じ。）

三 製造販売後臨床試験（治験、使用成績調査若しくは製造販売後データベース調査の成績に関する検討を行つた結果得られた推定等を検証し、又は診療においては得られない品質、有効性及び安全性等に関する情報を収集するため、医療機器について法第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の十七第一項の承認に係る性能、使用目的、効能及び効果に従い行う試験をいう。以下同じ。）

2 この省令において「医療情報データベース」とは、一定の期間において収集される診療録その他の診療に関する記録、診療報酬請求書、疾病登録等に関する情報の集合物であつて、それらの情報電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものをいう。

3 この省令において「医療情報データベース取扱事業者」とは、医療情報データベースを事業の用に供している者をいう。

（製造販売後調査等業務手順書）

第三条 製造販売業者等は、製造販売後調査等を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順を記載した製造販売後調査等業務手順書を作成しなければならない。

（製造販売後調査等業務手順書）

第一 使用成績調査に関する手順

二 製造販売後データベース調査に関する手順

三 製造販売後臨床試験に関する手順

四 自己点検に関する手順

五 製造販売後調査等業務に從事する者に対する教育訓練に関する手順

六 製造販売後調査等業務の委託に関する手順

七 製造販売後調査等業務の記録の保存に関する手順

八 その他製造販売後調査等を適正かつ円滑に実施するために必要な手順

（製造販売後調査等管理責任者）

1 製造販売後調査等に係る業務を統括する者（以下「製造販売後調査等管理責任者」という。）を置かなければならない。

2 製造販売後調査等管理責任者は、製造販売後調査等業務手順書を作成し、又は改訂したときは、当該製造販売後調査等業務手順書にその日付を記載し、これを保存しなければならない。

（製造販売後調査等管理責任者）

1 医療機器ごとに使用成績調査、製造販売後データベース調査又は製造販売後臨床試験の概要を記載した製造販売後調査等基本計画書を作成し、これを保存すること。

二 製造販売後調査等業務手順書及び製造販売後調査等基本計画書（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号。以下「基準省令」という。）第九条の三第一項第一号の規定により医療機器等総括製造販賣責任者（法第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販賣責任者）をいう。以下同じ。）又は安全管理責任者（基準省令第四条第二項に規定する安全管理責任者をいう。以下同じ。）が医療機器等リスク管理計画書（基準省令第九条の三第一項第一号に規定する医療機器等リスク管理計画書をいう。以下同じ。）を作成したときは、医療機器等リスク管理計画書に基づき、使用成績調査、製造販売後データベース調査又は製造販売後臨床試験ごとに、実

施方法及び評価方法を記載した使用成績調査実施計画書、製造販売後データベース調査実施計画書又は医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令に規定する製造販売後臨床試験実施計画書その他製造販売後調査等を行うために必要な事項を文書により定めること。

三 医療機器に関する情報は、必ず見当たるところであることは、製造販売後調査等基本計画書又は前号の書類を改訂すること。

調査等基本計画書面等にその日付を記載し、これを保存すること。

五 製造販売後調査等を行うために必要があると認めるときは、製造販売業者等に文書により意見を述べ、当該文書又はその写しを保存すること。

製造販売元が現規定にかかる場合は、基準令第九条の規定による監査報告書第一号の規定により監査報告書を作成し、これを保存する必要はない。安全衛生責任者が医療機器等リスク管理計画書を作成した場合は、これを保存している。

製造販売業者等は、前項第五号の規定により製造販売後調査等管理責任者が述べる意見を尊重しなければならない。

製造販売業者等は、製造販売後調査等の業務を遂行するに当たつて支障を生ずることがないようにならなければなりません。

(製造販売業者等による)、製造販売後調査等業務手順書に基づき、次に掲げる製造販売後調査等の実施の業務を製造販売後調査等管理責任者に行わせなければならない。

一 製造販売後調査等の実施について企画、立案及び調整を行うこと。

二、製造販売検査等がなされ、後調査等業務を順次実施する。又は前記第一項第一号の規定により総合製造販売責任者は又は安全衛生責任者が医療機器等にリスク評定書を作成する。

三、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等（基準省令第九条の三第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医療機器等リスト管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等）は、

製造販売業者等及び安全管理制度責任者に、文書により報告することとし、製造販売業者等が、使用（或）指揮する責任者に、文書により報告することとし、製造販売元後臨未試験の実施」とこと、製造販売元後調査等管理責任者に調査及び試験の実施状況を把握するための記録を作成させ

「これで、おまえの心が、このままでは、死んでしまう。」

製造販売業者等は、号の規定により総括仕業計画、販賣責任者又は全般管理責任者が医療機器等リスク管理計画書を作成したときは、使用成績調査、製造販売後データをもとに、年次報告書を作成する。

第六条 製造販売業者等は、使用成績調査を実施する場合には、製造販売後調査等業務手順書等に基づき、製造販売後調査等管理責任者又は製造販売業者等が指定する者にこれを行わせなければならぬ。

製告反乞、業者等は、吏用戎賁調査を実施する場合こそ、製告反乞後調査等業者手頭書に基づき、当亥史用戎賁調査の目内を十分ご承りしうる旨意、幾點ご対し、当亥史用戎賁調査の契約を文書に

製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に依りて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理装置を使用する方法その他の情報通信の技術を

（以下この条において「電磁的方法」といふ）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したるものとみなす。したがつて、沙に囲むるものと利用する方法であつて沙に囲むものとみなす。

一 製造販売業者等の使用に係る電子計算機と、医療機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

製販業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の契約を電気通信回線を通じて医療機関の閲覧に供し、当該医療機関の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録する方法（電磁的方法による契約を行う旨の承諾若しくは契約を行わない旨の申出をする場合にあっては、製造販売業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにそ

二 電子内記録某本（書類内記録）（電子内方式、茲又内方式そり也人の印象によつては記載することができない方式で乍らうる记录であつて、電子計算機による青線印刷の用に共せしるものを、
旨を記録する方法）

う。)に係る記録媒体体をいう)をもつて調製するファイルに前項の規定による契約を記録したもの)を交付する方法

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

（集）開拓者たちが、文書に記載すべき事項について、改変が行われてないかどうかを確認する手続を講じて居る。

製販売業者等は、第三項の契約を行おうとするときは、あらかじめ、当該契約を行おうとする医療機関に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法

による承諾を得なければならない。

二 第三項名号に掲げる方法のうち製造販売業者等が毎月するもの
ファイルへの記録の方式

前項の承諾を得た製造販売業者等は、契約を行おうとする医療機関から文書又は電磁的方法により電磁的方法による契約を行わない旨の申出があったときは、当該医療機関に対し、第三項の依

- 二 受託業務に係る第三条第一項各号に掲げる製造販売後調査等業務の手順に関する事項
- 三 前号の手順に基づき当該委託業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを製造販売業者等又は製造販売後調査等管理責任者が確認することができる旨
- 四 委託した業務について、受託者に対する製造販売業者等又は製造販売後調査等管理責任者による指示に関する事項
- 五 前号の指示を行った場合における当該指示に基づく措置が講じられたかどうかを製造販売業者等又は製造販売後調査等管理責任者が確認することができる旨
- 六 製造販売業者等又は製造販売後調査等実施責任者及び受託者の相互の間における製造販売業者等又は製造販売後調査等管理責任者が確認することができる旨
- 七 受託者が製造販売業者等又は製造販売後調査等実施責任者及び受託者の相互の間における製造販売後調査等に関する情報の提供の方法に関する事項
- 八 受託者が当該受託業務について作成した文書の保存に関する事項
- 九 その他必要な事項

3 製造販売業者等は、製造販売後調査等管理責任者に次の各号に掲げる業務を行わせなければならない。

一 次に掲げる事項について確認し、その結果の記録を作成し、これを保存すること。

イ 受託者において当該委託に係る業務が製造販売後調査等業務手順書等に基づいて適正かつ円滑に行われているかどうかの確認

ロ 製造販売後調査等管理責任者による受託者に対する指示の履行状況についての確認

二 前号の確認を踏まえ、必要があると認められるときは、当該受託者に対し必要な指示を文書により行い、その写し又は当該文書を保存すること。

三 前項第七号の報告について記録を作成し、それを保存すること。

4 製造販売後調査等管理責任者は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、製造販売業者等に前項第一号の確認の結果又は第二項の指示若しくは報告の内容について文書により報告しなければならない。

5 次の表の第一欄に掲げる事項に係る文書については、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定を準用する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|-----------|------------------------|---------|---------|
| 第二項の契約 | 第六条第三項から第六項まで | 医療機関 | 受託者 |
| 第二項第四号の指示 | 第六条第三項、第四項第一号、第五項及び第六項 | 製造販売業者等 | 受託者 |
| 第二項第七号の報告 | 第六条第三項、第四項第一号、第五項及び第六項 | 医療機関 | 製造販売業者等 |

(製造販売後調査等業務に係る記録の保存)

第十一条 この省令の規定により保存されていることとされている文書その他の記録の保存期間は、次に掲げる記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、第七条の規定による製造販売後臨床試験を実施した場合においては、同条第二項において例によることとされている医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条において読み替えて準用する同令第三十四条、第五十三条及び第六十一条に規定する期間とする。

一 法第二十三条の二の六の二第五項の規定による申請に係る法第二十三条の二の五の承認に係る記録 製造販売の承認（法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの）を受ける日又は製造販売後調査の中止若しくは終了の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間

二 使用成績評価に係る記録 使用成績評価が終了した日から五年間

三 前二号に掲げる記録以外の記録 利用しなくなつた日又は当該記録の最終の記載の日から五年間

2 製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、記録を保存することとされている者に代えて、製造販売業者等が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

(製造販売後調査等に係る使用成績評価の資料の基準)

第十二条 製造販売後調査等に係る法第二十三条の二の六の二第五項において読み替えて適用する第二十三条の二の五第三項及び法第二十三条の二の九第四項に規定する資料の収集及び作成について

ては、第三条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定によるほか、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるところによる。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の前に開始された使用成績調査、特別調査又は市販後臨床試験については、なお従前の例による。

(施行期日) 第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

(附 則) 第二条 附 則 (平成二十九年七月三一日厚生労働省令第八一号) 抄

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

(附 則) 第一条 附 則 (平成二九年七月三一日厚生労働省令第八一号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二六日厚生労働省令第一一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 附 則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

(施行期日)
第一条 附 則 (令和四年五月二十日厚生労働省令第八四号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

(施行期日)
第一条 附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。